

令和3年第3回

各務原市議会定例会議案

令和3年6月4日

目 次

専第 3号	専決処分の承認について（令和2年度各務原市一般会計補正予算（第17号））	別冊
専第 4号	専決処分の承認について（各務原市税条例等の一部を改正する条例）	1 頁
専第 5号	専決処分の承認について（令和3年度各務原市一般会計補正予算（第1号））	別冊
専第 6号	専決処分の承認について（令和3年度各務原市一般会計補正予算（第2号））	別冊
議第39号	令和3年度各務原市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議第40号	令和3年度各務原市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議第41号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第42号	各務原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第43号	各務原市個人情報保護条例及び各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第44号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	1 6 頁
議第45号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 8 頁
議第46号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議第47号	各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	2 2 頁
議第48号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 4 頁
議第49号	各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例について	2 6 頁
議第50号	各務原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 9 頁
議第51号	工事請負契約の締結について（各務原市庁舎解体工事）	3 8 頁

議第 5 2 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 1 3 号線ほか 4 路線）	4 0 頁
議第 5 3 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鶉 1 3 5 4 号線）	4 4 頁
議第 5 4 号	市道路線の廃止及び認定について（市道稲 2 4 5 号線）	4 7 頁
議第 5 5 号	各務原市教育長の任命について	5 0 頁
議第 5 6 号	各務原市固定資産評価員の選任について	5 2 頁

専第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月4日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第5号

各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第21号

各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第27条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第41条の9第3項」を加える。

第27条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第41条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第41条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第67条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の2中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第9条の3第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条

第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第12条の2の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第12条の4の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月

31日」に改める。

附則第14条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第14条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第

68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第24条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 各務原市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、各務原市税条例第38条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第39条第4項の改正規定中「第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第39条の2第4項から第6項までを削る改正規定中「第39条の2第4項」を「第39条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、第2条に次の改正規定を加える。

附則第4条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の各務原市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第23条第1項第1号に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第41号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

多文化共生推進プラン策定委員会委員の報酬の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

子ども・子育て会議	委員	日額	6,500円	を
-----------	----	----	--------	---

」

「

子ども・子育て会議	委員	日額	6,500円	に、
多文化共生推進プラン策定委員会	委員	日額	6,500円	

」

「

学校運営協議会	委員	日額	1,000円	を
特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円	

」

「

学校運営協議会	委員	日額	1,000円	に改める。
---------	----	----	--------	-------

」

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議第42号

各務原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

職員の服務の宣誓書への押印等を不要とするため、この条例を定めようとする。

各務原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和38年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、同条第2項第1号中「第2号」を「次号」に改め、同項第3号中「市町村立学校職員給与負担法」の次に「（昭和23年法律第135号）」を加える。

第3条中「任命権者」の次に「（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員にあつては、教育委員会）」を加える。

様式第1号中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

各務原市個人情報保護条例及び各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人情報保護条例及び各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人情報保護条例及び各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 各務原市個人情報保護条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第18条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第26条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

(各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中各務原市個人情報保護条例第2条第8号及び第26条第2項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。

議第44号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条の5第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第5条の改正規定 令和4年1月1日

（2）第12条第2項及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第4条の5第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

（経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第45号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

自動交付機の廃止に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「カード番号」を「登録番号」に改める。

第8条第1項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第9条中「カード番号」を「登録番号」に改める。

第10条の2を削る。

第10条の3中「前2条」を「前条」に改め、同条を第10条の2とする。

附 則

この条例は、令和3年9月18日から施行する。

議第46号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

自動交付機の廃止等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表5の項第2号中「及び法」を「、法」に改め、「住民票の写しの交付」の次に「及び法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付」を加え、「。ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、200円」を削り、同項第3号中「の交付」の次に「及び法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付」を加え、「戸籍附票」を「戸籍附票等」に改め、同表6の項第1号及び第5号中「。ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、200円」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月18日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表5の項第2号の改正規定（「。ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、200円」を削る部分を除く。）及び同項第3号の改正規定 公布の日
- (2) 別表6の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り上げる改正規定 令和3年9月1日

議第47号

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「第29条の2の2第8項」を「第29条の2の2第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議第48号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

(各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例について

各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

多文化共生推進プラン策定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市多文化共生推進プラン策定委員会条例

(設置)

第1条 各務原市多文化共生推進プラン（次条において「プラン」という。）の策定について調査審議し、もって本市における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、各務原市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、プランの策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人を雇用する企業、団体等の役員、従業員等
- (3) 外国人の児童又は生徒が在学する学校を代表する者
- (4) 地域において多文化共生に係る活動を行う団体の役員又は構成員
- (5) 公募による市民
- (6) 多文化共生事業に携わる行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長と

なる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議第50号

各務原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

旅客特定車両停留施設の構造の基準を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）

第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）

第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）

第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条）

第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条—第40条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第45条）

附則

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「又は除雪」を「、除雪」に、「必要な幅員を」を「必要な幅員又は各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第18号）第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を」に改める。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「（平成25年条例第18号）」を削り、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の

次に次の２項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例第４１条第１項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例第４２条第１項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第５条第１項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項ただし書中「特別の」を「特別な」に改め、同条第２項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第６条第１項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第２項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第３章 立体横断施設」を「第３章 立体横断施設の構造」に改める。

第１２条第２号中「装置」を「設備」に改め、同条第５号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第８号、第９号及び第１３号中「装置」を「設備」に改める。

第１３条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

「第４章 乗合自動車停留所」を「第４章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第５章 自動車駐車場」を「第５章 自動車駐車場の構造」に改める。

第３４条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、第６章中同条を第４５条とする。

第３３条第１項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第２項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第４４条とする。

第３２条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の２項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を１以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当

該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第32条を第43条とする。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の次に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第31条を第42条とする。

第30条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第30条を第41条とする。

第6章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、

障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数並びに籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号及び第8号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエス

カレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「第30条第2項に規定する移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第51号

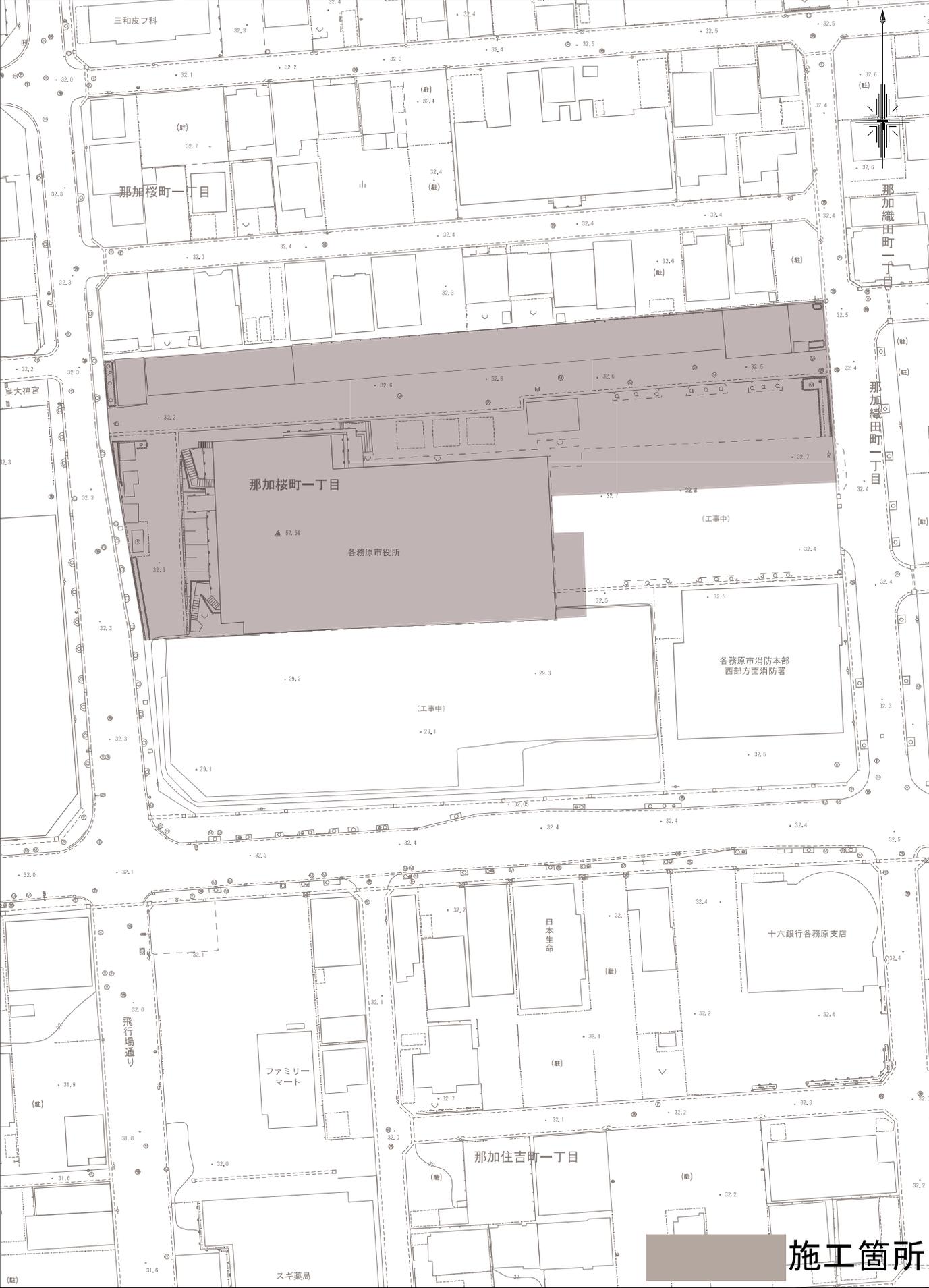
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 各務原市庁舎解体工事 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 715,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市神置町3丁目5番地
協和・足立特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市神置町3丁目5番地
協和建設株式会社
代表取締役 武川憲二
構成員 各務原市前渡西町1061番地1
足立建設株式会社
代表取締役 足立哲也 |



議第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和3年6月4日提出

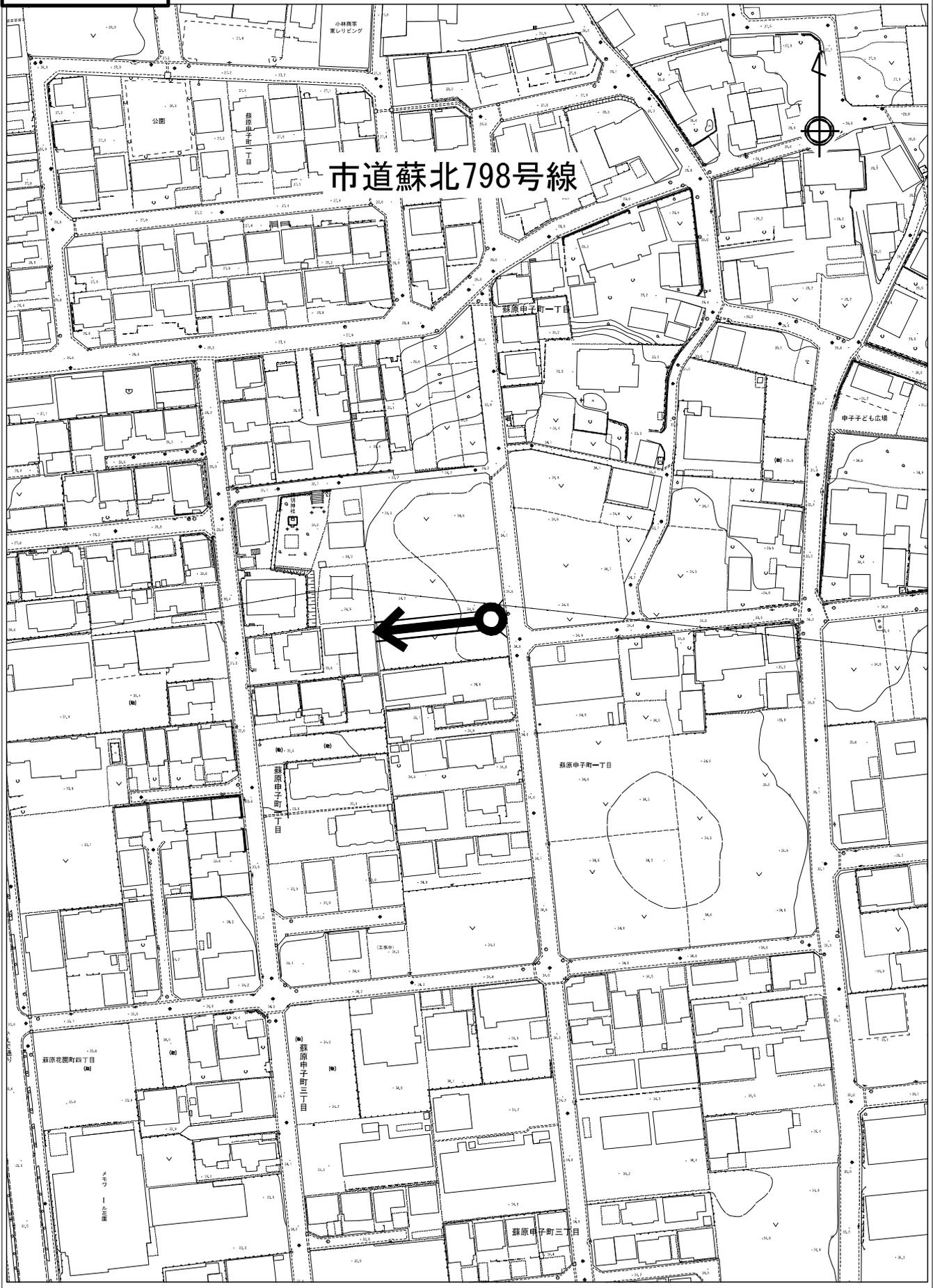
各務原市長 浅野健司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜1413号線	各務原市鵜沼南町4丁目83番10	地先から
	各務原市鵜沼南町4丁目83番6	地先まで
市道 鵜1414号線	各務原市鵜沼南町4丁目83番1	地先から
	各務原市鵜沼南町4丁目83番3	地先まで
市道 鵜1415号線	各務原市鵜沼羽場町6丁目125番8	地先から
	各務原市鵜沼羽場町6丁目125番7	地先まで
市道 鵜1416号線	各務原市鵜沼羽場町6丁目125番1	地先から
	各務原市鵜沼羽場町6丁目125番5	地先まで
市道 蘇北798号線	各務原市蘇原申子町1丁目46番7	地先から
	各務原市蘇原申子町1丁目46番6	地先まで





議第53号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

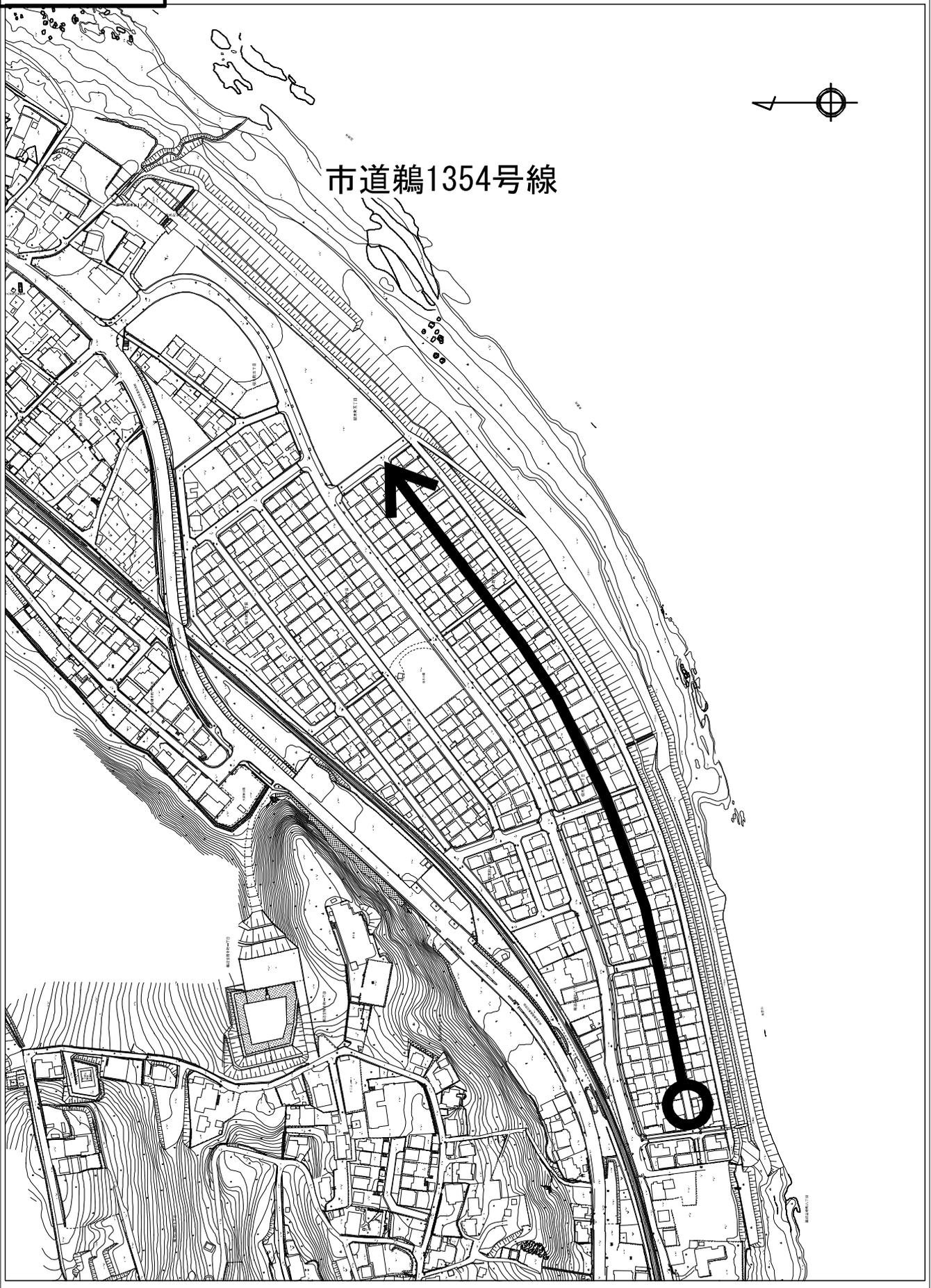
鵜沼駅東部第三土地区画整理事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

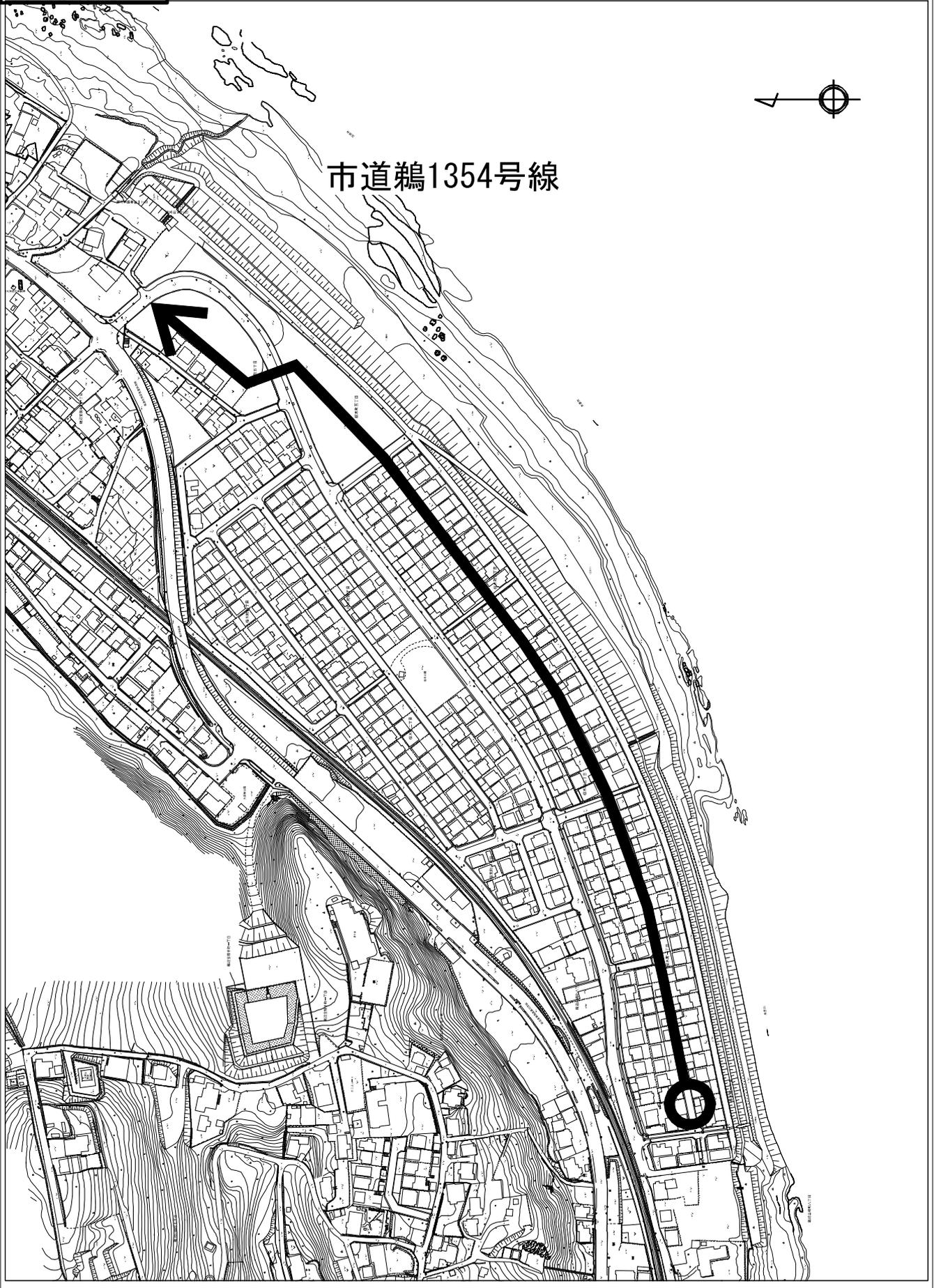
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜1354号線	各務原市桜木町1丁目33番	地先から
	各務原市桜木町3丁目65番	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜1354号線	各務原市桜木町1丁目33番	地先から
	各務原市桜木町5丁目52番	地先まで





議第54号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

一部を道路の用に供していない市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 稲245号線	各務原市山脇町5丁目182番	地先から
	各務原市山脇町6丁目243番	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 稲245号線	各務原市山脇町5丁目182番	地先から
	各務原市山脇町5丁目168番	地先まで

議第55号

各務原市教育長の任命について

各務原市教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市上戸町※※※※※※※※※※

氏 名 加 藤 壽 志

生年月日 昭和29年※※月※※日

提案理由

各務原市教育長加藤壽志氏の任期が7月12日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第56号

各務原市固定資産評価員の選任について

各務原市固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年6月4日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼各務原町※※※※※※※

氏 名 永井昭徳

生年月日 昭和38年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価員田中幸広氏から辞任の申出があったため、その後任に永井昭徳氏を選任しようとする。

